

6. 「時短要綱」の概要

建設産業における週40時間労働制への円滑な移行を図るため、建設省では平成9年3月に「建設産業における労働時間短縮推進要綱」を策定し、週40時間制に対応した発注制度の改善などを行うことにしました。この要綱は、公共発注機関、主要民間団体等に通知されています。

(主な内容)

1. 週所定労働時間40時間制に対応した適正な工期の設定と積算を実施する。
2. 建設現場での効率的な作業の実現を図るため、変形労働時間制の活用、効率的な工事施工を行うための打ち合わせ体制の整備、機会の確保等を促進する。
3. 工事の平準化を図るため、計画的発注に努めるとともに、ゼロ国債等の国庫債務負担行為の積極的活用の推進等を図る。

ゼロ国債補正追加額の推移

(単位：億円、%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
国全体	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	7,500	9,000	10,000
建設省	4,111	4,111	4,111	4,111	4,111	5,159	6,191	6,881

4. 完全週休2日制の普及を図るため、建設省直轄工事でのモデル工事の積極的な実施を図る。

週休2日制モデル工事実施状況

(単位：工事件数)

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	合計
12	90	173	222	191	231	316	1,235

資料：建設省調べ

5. 他の公共工事発注者に対し、週40時間労働制への移行に向けた取組みの実施の要請等を行う。